

## 1 児童生徒の受入れについて

**【受入れの前提】**

**臨時休業の趣旨を踏まえ、原則自宅待機をお願いします。**

ただし、児童生徒が自宅においてどうしても一人で過ごすことができない場合（例：保護者等が就業しており、どうしても仕事を休めない場合等）、もしくは現状で子供を受け入れる施設の目途が立っていない児童生徒のうち、下記の(1)～(3)の児童生徒については、学校で受入れを行います。

**※次の場合については、松伏町及び学校では責任を負いかねますので、ご理解ください。**

- 児童・生徒が、感染症にかかる危険が増大すること
- 児童・生徒が、学校内で怪我をすること・させること（通常の教育活動と異なるため、治療が保護者負担となる場合があります。）

- (1) 受入れを希望する小学校1年生～6年生の通常学級の児童・・・ア
- (2) 受入れを希望する小学校1年生～6年生の特別支援学級の児童・・・イ
- (3) 受入れを希望する中学校1年生～3年生の特別支援学級の生徒・・・ウ

## 2 受入れ時間について

ア 通常、児童が学校に入る時刻 ～ 14：30 まで ※学童は14：30開始予定

イ 通常、児童が学校に入る時刻 ～ 保護者の引き取り時刻（14：30まで）か放課後  
デイサービスのお迎え時間まで

ウ 通常、生徒が学校に入る時刻 ～ 保護者の引き取り時刻（6校時終了時刻）か放課後  
デイサービスのお迎え時間まで

**※イ及びウの児童生徒については、個別に確認させていただきます。**

## 3 受入れに対する学校の対応について

- (1) アルコール消毒薬を設置する。
- (2) こまめに換気・手洗いを実施する。

## 4 受入れ時の約束事について

- (1) 毎朝、検温及び健康状態の確認を行い、**受入れ時に「健康観察票」を提出**する。ただし、以下の児童生徒については、受入れを行いません。
  - ・ 37.5度以上の発熱があった場合、又は、咳・だるさがある場合
  - ・ 37.5度に至らない場合でも、咳・だるさなどの風邪の症状がある場合
  - ・ 受入れ後、37.0度以上の発熱、又は、咳・だるさの申し出があった場合
- (2) 受入れ児童生徒には、マスクを可能な限り着用させてください。
- (3) 受入れ中は、自習が中心となります。
- (4) 子供の送迎については、保護者の責任となります。また、**保護者が送り迎えできる児童・生徒のみ**の受入れとします（学童及び放課後デイサービスは除く）。
- (5) 給食の支給はありませんので、**お弁当を持参**させてください。
- (6) 受入れ児童・生徒や教職員に、(1)の症状が出た場合、受入れを中止することがあります。

